

公益社団法人関東小型船安全協会横浜支部会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本支部の名称は、(社) 関東小型船安全協会（以下「協会」という。）横浜支部とする。

(地域)

第2条 本支部の地域（以下「横浜支部地域」という。）は、横浜海上保安部の管轄区域（横須賀市、逗子市、三浦市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、小田原市、三浦郡、中郡（大磯町・二宮町）真鶴町及び湯河原町を除く神奈川県並びに東京都のうち小笠原村）とする。

(事務局)

第3条 本支部の事務局は、支部内に置く。

(目的)

第4条 本支部は、協会の方針及び事業計画に基づき、地域に根ざした安全・教育活動を展開するため、支部会員間における連繋の強化を図り、地域の状況に応じた活動を実施することにより、プレジャーボート等の海難を防止し、安全で秩序ある海洋レクリエーションの普及と安全思想の啓蒙に資することを目的とする。

(活動内容)

第5条 本支部は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 支部における安全・教育活動方針の策定
- (2) 会員のニーズに応じた海上安全講習会の企画、開催
- (3) 会員のニーズに応じた海難救助訓練の企画、実施
- (4) その他本支部の目的を達成するために必要な活動

(保安部との連絡調整)

第6条 本支部の運営にあたっては、横浜海上保安部と十分な連絡調整を図るものとする。

第2章 会員

(支部会員)

第7条 本支部の会員は、次のとおりとする。

- (1) 協会の正会員であつて、横浜支部地域に所在する組織又は団体等に所属する者、同地域に居住する者及び本支部への所属を希望する者で協会で認められた者並びにその主たる事業所又は代表者の居住地が同地域に所在する法人又は団体（以下「支部会員」という。）
 - (2) 協会の賛助会員であつて、その主たる事業所又は代表者の居住地が横浜支部地域に所在するもの。
- 2 本支部の会員で他の支部への所属の変更を希望する者は、支部事務局を経由して協会に変更の申し入れを行うものとする。

第3章 支部長

(支部長)

第8条 本支部に、次の役員を置く。

- (1) 支部長1名
- (2) 副支部長若干名

(役員の選任)

第9条 支部長は、各ブロック輪番制をもって副支部長の中から選任する。

- 2 副支部長は、支部長が支部正会員のうちから選任する。
- 3 支部長の任期途中退任時は、次期ブロック副支部長を当てる。
- 4 支部長及び副支部長は、相互にこれを兼ねることができる。
- 5 幹事は、支部長が支部正会員のうちから選任する。

(役員の職務)

第10条 支部長は、支部を代表し、支部会務を総理する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は欠けたときは、支部長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行う。
- 3 幹事は、副支部長を補佐し、各ブロック活動の円滑化を図る。

(役員の任期)

第11条 支部長の任期は2年とする。

- 2 副支部長の任期は2年とする。ただし、再任することができる。
- 3 支部長の任期途中の退任に伴い選任された支部長の任期は、前任者の任期

の満了する時までとする。

4 幹事の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

(役員の報酬)

第12条 役員は無給とする。

(顧問)

第13条 本支部に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、連絡会議の同意を得て、支部長が委嘱する。

3 顧問は、支部長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べるすることができる。

第4章 会議

(会議)

第14条 会議は、支部総会及び連絡会議とする。

2 会議は、支部長が召集する。

3 会議の議長は、支部長がこれにあたる。

(支部総会)

第15条 支部総会は、支部正会員をもって構成し、2ヶ年に一度開催される定時総会のほか支部長が必要に応じてこれを召集する。

2 支部総会は、この会則に定めるもののほか、支部を運営する上で重要な事項を決議する。

3 支部総会は、支部正会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

4 支部総会の議決は、出席した支部正会員の過半数を持って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

5 支部総会に出席できない支部正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席支部正会員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その支部正会員は出席したものとみなす。

(連絡会議)

第16条 連絡会議は、支部正会員をもって構成し、支部長が必要に応じて召集する。

2 連絡会議は、横浜海上保安部との連絡調整のほか、海上安全講習会等の

企画・開催に必要な打ち合わせを実施する。

第5章報告

(報告)

第17条 支部長は、次の各号の一に該当するときは、協会会長に遅滞なく報告

- (1) 支部を設立したとき、又は解散したとき。
- (2) 年間の安全・教育活動計画を策定したとき。
- (3) 海上安全講習会等の活動を実施したとき。

第6章活動経費

(活動経費)

第18条 協会の年次事業計画に基づき実施される本支部の活動に必要な経費は原則として協会が負担する。

- 2 前項の経費については、横浜海上保安部と相談のうえ、活動の実施に先立ち協会の承認を得るものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、支部が協会の年次計画に基づかない活動を実施する場合においては、参加者に当該活動に必要な経費の負担を求めることができる。

第7章雑則

(雑則)

第19条 この会則に定めるもののほか、支部の運営上必要な細則は、支部総会の議決を経て、支部長が別に定める。

附則

(施行期日)

この会則は、本支部の設立の日（平成12年4月8日）から施行する。

附則

(地域及び役員に係る変更)

会則第2条本支部の地域の一部及び第8条、9条、10条、11条、12条の役員に係る変更は、第2回定時総会の日（平成14年3月15日）から施行する。

附則

(事務局の変更及び顧問の追加)

会則第3条事務局の一部変更及び第13条の顧問に係る追加は、第6回

定時総会の日（平成２２年５月２１日）から施行する。

附則

（役員を選任及び役員の任期）

会則第９条役員を選任及び第１１条の役員の任期に係る追加は、臨時総会の日（平成３０年６月９日）から施行する。

附則

（役員を選任、役員の職務及び役員の任期）

会則第９条役員を選任、第１０条役員の職務及び第１１条の役員の任期に係る追加は、第１０回定時総会の日（令和元年６月８日）から施行する。

附則

（支部長の任期の変更）

会則第１１第１項の支部長の任期に係る変更は、第１２回定時総会の日（令和５年６月３日）から施行する。